第八十一条中「第七十四条第一号」の下に「及び第五号」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「各号」の下に「のいずれか」を加え、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　次のイ及びロに適合すること。

イ　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　核分裂性輸送物の構成部品に一辺が百ミリメートルの立方体を包含するようなくぼみが生じないこと。

(2)　外接する直方体の各辺が百ミリメートル未満とならないこと。

ロ　告示で定める場合に臨界に達しないものであること。

二　放射性物質等のうち告示で定めるもの（以下「核分裂性核種」という。）の臨界に影響を及ぼすものとして告示で定める物質の質量の合計が、核分裂性核種の質量の合計を超えないものであつて、次に掲げるいずれかに適合すること。

イ　第九十一条第三項第二号の規定により算定された臨界安全指数の値が十を超えないこと。

ロ　次に掲げる基準に適合すること。

(1)　外接する直方体の各辺が三百ミリメートル以上であること。

(2)　前号の告示で定める条件の下に置くこととした場合に、核分裂性輸送物の構成部品に一辺が百ミリメートルの立方体を包含するようなくぼみが生じず、かつ、外接する直方体の各辺が三百ミリメートル未満とならないこと。

(3)　第九十一条第三項第二号の規定により算定された臨界安全指数の値が十を超えないこと。

ハ　次に掲げる基準に適合すること。

(1)　前号の告示で定める条件の下に置くこととした場合に、核分裂性輸送物の構成部品に一辺が百ミリメートルの立方体を包含するようなくぼみが生じず、かつ、外接する直方体の各辺が百ミリメートル未満とならないこと。

(2)　核分裂性核種の質量の合計が十五グラムを超えないこと。

第八十一条に次の一号を加える。

三　プルトニウムの質量が一、〇〇〇グラムを超えないものであつて、次に掲げる基準に適合すること。

イ　核分裂性核種の質量のプルトニウムの質量に対する比率が百分の二十を超えないこと。

ロ　ウランの質量がプルトニウムの質量に対する比率の百分の一を超えないこと。

第八十七条第一項中「放射性物質等をＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物、核分裂性輸送物」の下に「（第八十一条第一号の基準に適合するものに限る。）」を加える。

第八十九条第一項中「が表面」の下に「（開放型のコンテナにあつては、収納されている放射性輸送物の表面。以下この項において同じ。）」を加える。

第九十条中「収納されている」の下に「非開放型の」を加える。

第九十一条第二項第一号中「タンク又は」の下に「非開放型の」を加え、同項第三号中「当該コンテナ」の下に「（非開放型のものに限る。）」を、「掲げる」の下に「非開放型の」を加え、同条第三項第一号中「核分裂性輸送物にあつては」を「核分裂性輸送物（第八十一条第一号の基準に適合するものに限る。）にあつては」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　核分裂性輸送物（第八十一条第二号又は第三号の基準に適合するものに限る。）にあつては、次の表の上欄に掲げる核分裂性輸送物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める算式により算定した値

核分裂性輸送物の区分	算式
第八十一条第二号イに適合するもの	二百五十×（ウラン二三五の質量（グラム）／Ａ＋Ｂ（グラム））／二百八十
第八十一条第二号ロに適合するもの	百×（ウラン二三五の質量（グラム）／Ａ＋Ｂ（グラム））／二百八十
第八十一条第二号ハに適合するもの	百×（ウラン二三五の質量（グラム）／四百五十＋Ｂ（グラム））／二百八十
第八十一条第三号に適合するもの	プルトニウムの質量／十

備考　この表における算式において、Ａ及びＢの意義は次のとおりとする。

Ａ　ウラン二三五の濃縮度に応じて告示で定める値

Ｂ　核分裂性核種のうち告示で定める核種を除いたものの質量の合計

第九十二条第一項の表第一号中「タンク又は」の下に「非開放型の」を加え、同表第四号中「タンク若しくは」及び「タンク又は」の下に「非開放型の」を、「表面」の下に「（開放型のコンテナにあつては、収納されている放射性輸送物の表面。次号において同じ。）」を加え、同表第五号中「若しくは」の下に「非開放型の」を加え、同条に次の一項を加える。

7　荷送人は、オーバーパックには、その表面の見やすい箇所に、荷送人又は荷受人の氏名又は名称及び住所を表示しなければならない。ただし、オーバーパックに収納され、又は包装されている個々の放射性輸送物に表示された荷送人又は荷受人の氏名又は名称及び住所が外部から容易に確認できる場合は、この限りでない。

第九十五条第三項中「もの又は」、「オーバーパック（」及び「及び放射性輸送物が収納されている」の下に「非開放型の」を加え、同条第四項中「もの又は」、「オーバーパック（」及び「及び放射性輸送物が収納されている」の下に「非開放型の」を加える。

第百条第四項第二号中「されているコンテナ」を「されている非開放型のコンテナ」に改め、「同一の」及び「掲げる」の下に「非開放型の」を加え、同条第五項中「タンク又は」の下に「非開放型の」を加え、同条第九項中「タンク又は」及び「タンク（」の下に「非開放型の」を加え、「及び」コンテナ」を「及び非開放型のコンテナ」に改め、「もの又は」、「オーバーパック（」及び「）及び放射性輸送物が収納されている」の下に「非開放型の」を加え、同条第十項中「タンク又は」及び「タンク（」の下に「非開放型の」を加え、「及びコンテナ」を「及び非開放型のコンテナ」に改め、「もの又は」、「オーバーパック（」及び「及び放射性輸送物が収納されている」の下に「非開放型の」を加え、同条第十五項中「この場合において、同条第二項中「表面」とあるのは、「表面（専用積載により運送するタンク又はコンテナの内表面を除く。）」と読み替えるものとする。」を削る。

第百七条第一項第三号中「第八号ロ」を「第七号ロ」に改める。